

## 令和8年度山口県総合庁舎内広告掲出募集要項

山口県では、県資産等を広告媒体として提供することにより、県の財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っています。つきましては、山口県総合庁舎内に掲出する広告を次のとおり募集します。

### 1 広告関係規程

広告の掲出は、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」、「山口県総合庁舎広告掲載実施要領」に基づいて行います。

### 2 広告の掲出場所及び規格

	場 所	掲 出 箇 所	広 告 サ イ ズ	職員数	主な管内
1	岩国 総合庁舎	岩国市 三笠町	1階エレベータ ーホール壁面	約230人 約190人 約230人 約150人 約180人 約120人 約180人	岩国市、和 木町
2	柳井 総合庁舎	柳井市 南町	エレベーター内 壁面		柳井市、周防大島町、 上関町、田布施町、平 生町
3	周南 総合庁舎	周南市 毛利町	エレベーター(2 基)内壁面		下松市、光 市、周南市
4	山口 総合庁舎	山口市 神田町	1階玄関ホール 壁面		山口市、防 府市
5	宇部 総合庁舎	宇部市 琴芝町	1階玄関ホール 壁面		宇部市、美祢市、山陽 小野田市
6	下関 総合庁舎	下関市 貴船町	1階玄関ホール 壁面		下関市
7	萩 総合庁舎	萩 市 江 向	1階玄関ホール 壁面		萩市、長門 市、阿武町

※1 県が設置した広告掲出用の額内に、広告を掲出することとなります。

※2 職員数は、令和8年1月現在の人数です。

### 3 総合庁舎の開庁日、時間

月曜日～金曜日の8時30分～17時15分（但し祝日、12月29日～1月3日は除く）

※周南総合庁舎（県民開放施設）は、12月29日～1月3日を除き8時30分～22時

#### 4 広告の募集枠数

14枠（総合庁舎毎に2枠）

#### 5 今回募集広告の掲出対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

※広告内容は1箇月単位で変更可能です。

#### 6 広告料の募集最低価格（1枠当たり）

(1) 1箇月当たりの募集最低価格を8,000円とします。

(2) 広告の申込み期間は、3箇月以上とし、月単位でお申し込みください。

例1 掲出期間3箇月での申込み価格：24,000円以上

例2 掲出期間12箇月での申込み価格：96,000円以上

（1箇月当たりの価格が8,000円以上になるようにお申し込みください。）

※別に行政財産使用料が必要となります。（⇒別紙総合庁舎お問い合わせ先一覧参照）

（広告料及び行政財産使用料には、消費税及び地方消費税を含みます。）

#### 7 広告掲出の要件

・山口県広告掲載基準第3条に該当する業種又は事業者の広告は掲出できません。

・山口県広告掲載基準第4条及び第5条に該当する内容の広告は掲出できません。

詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

・県税の滞納がある事業者の広告は掲出できません。（必要に応じて納税証明書の提出をお願いすることがあります。なお、県税に滞納が無いことを証明する納税証明書については、県税事務所に納税証明請求書を提出していただくことにより発行いたします。）

#### 8 応募方法等

(1) 募集期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月12日（木）午後5時まで

(2) 広告の掲出申込み期間

令和8年4月1日から3箇月以上1年以内とします。（月単位とします。）

(3) 応募方法

「山口県総合庁舎内広告掲載申込書」（様式第1号）に必要事項を記入し、必要書類を添付したうえで、各県税事務所又は山口県総務部税務課（⇒別紙総合庁舎お問い合わせ先一覧参照）へ郵送等により提出してください。（募集期間内必着）

#### 9 広告掲出者の決定方法

(1) 県の定めた基準（7 広告掲出の要件）により、山口県総合庁舎内への広告の掲出が適当であると認めたもののうち、総合庁舎毎に、広告掲出申込み期間の長短に関わらず、広告掲載申込書に記載されている広告掲出の申込み額が高い順に、2者を広告掲出者に決定します。

(2) 最高額での申込者が3者以上あるときは、くじにより広告掲出者を決定します。また、広告掲出の申込み額が高い順に2番目の方が2者以上あるときも同様の方法で決定します。

(3) 広告掲出者を決定したときは、各申込者に掲出又は不掲出の旨を文書により通知します。

※1 広告掲出箇所の選択順については、申込額が高い方を優先します。

※2 広告掲出者については、商号又は名称及び契約金額を公表することもあります。

## 10 広告の提出及び審査

広告掲出者に決定された場合は、令和8年2月27日（金）までに、「山口県総合庁舎内広告掲出承認願」（様式第4号）及び紙媒体の広告原稿を各県税事務所又は山口県総務部税務課（⇒別紙総合庁舎お問い合わせ先一覧参照）へ郵送又は持参してください。

（その他、審査に必要な資料があれば提出をお願いする場合があります。）

提出していただいた広告内容等について事前に審査を行い、審査後、掲出の可否について結果をお知らせします。

※別途、行政財産使用許可申請書の提出が必要です。詳細は、広告掲出を希望された総合庁舎へお問い合わせください。（⇒別紙総合庁舎お問い合わせ先一覧参照）

## 11 広告料等の納入

県が指定する日までに、広告料及び行政財産使用料を納入してください。

## 12 お問い合わせ先

各県税事務所 総務課（⇒別紙総合庁舎お問い合わせ先一覧参照）

又は

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

山口県総務部税務課管理班

TEL：083-933-2270

FAX：083-933-2299